

令和6年度（2024年度）熊本県障がい者優先調達推進方針

令和6年（2024年）4月1日制定

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図り、もって障害者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的に、令和6年度（2024年度）熊本県障がい者優先調達推進方針（以下「方針」という。）を定める。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、県の全ての機関（知事部局、教育庁、警察本部、企業局、病院局、議会事務局、行政委員会事務局）が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）」第203条に規定する基準該当就労継続支援B型事業所及び第94条に規定する基準該当生活介護事業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（※）

（※）重度障がい者多数雇用事業所は以下①から③までの要件を全て満たすものとする。

 - ①障がい者の雇用者数が5人以上

②障がい者の割合が従業員の20%以上

③雇用障がい者に占める重度の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

(5) 共同受注窓口

会則等で、障がい者の就労へつながる取組等の各種支援を目的としていることが明らかであり、複数の障がい者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律（平成24年法律第50号9第2条第4項）に規定する障害者就労施設等をいう。）に対して、物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者。

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等の例については、次のとおりとする。

(1) 物品

ア 事務用品・書籍

イ 食料品・飲料品

ウ 小物雑貨

エ その他の物品

(2) 役務

ア 印刷

イ クリーニング

ウ 清掃・施設管理

エ 情報処理・テープ起こし

オ その他のサービス・役務

6 調達の推進方法

(1) 年度毎に、前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案して、当該年度に調達する物品等についての目標を設定し、物品等の調達に努める。

調達事務に当たっては、「随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領」及び「障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱」等に基づき適切に行う。

なお、県の委託事業の受託者が契約等に従い、事業の一部を再委託する場合には、可能な限り障害者就労施設等へ再委託するような働きかけに努める。

(2) 障害者総合支援法に基づく事業所等において調達可能な物品等の情報収集及び発注調整に当たっては、共同受注窓口組織と連携し、発注の推進を図る。

(3) 障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに、健康福祉部（担当：障がい者支援課）から各部局等に対して適宜情報提供を

行うなど全庁的な調達を推進する。また、必要に応じて各部局等による会議を開催するなど、調達の推進に向けた連絡調整を行う。

(4) 物品等の調達に当たっては、適宜情報交換を行うなど、市町村と連携を図りながら全県的に推進する。

(5) 物品等の調達のほか、障害者就労施設等の県庁舎内での物品の展示・商談や県及び県の関係団体等が主催するイベント等における販売スペースの確保など、販売機会の創設及び広く県民等への周知を図る。

(6) 関係部局と連携し、一般企業等による物品等の積極的な調達を働きかける。

7 方針及び調達実績の公表

(1) 方針の策定又は見直しを行ったときは、県ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、県ホームページ等により公表する。

8 調達の目標

令和6年度（2024年度）においては、前年度実績額を上回ることを目標とし、全ての所属で調達に努めるものとする。

9 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。